

# 石巻復興きずな新聞舎 賛助会員規約

できます。ただし、未払いの会費等がある場合には、賛助会員は、退会後も当団体に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

## <第1章 総則>

### 第1条 (賛助会員規約の範囲)

1. 本規約は、石巻復興きずな新聞舎（以下当団体とする）の定款が定める賛助会員となった個人及び団体・法人に適用します。

### 第2条 (賛助会員)

1. 賛助会員は当団体の目的に賛同し、当団体の活動を支える、個人及び団体・法人です。

### 第3条 (所在地)

〒986-0813

宮城県石巻市駅前北通り一丁目 5-3 高橋住宅東棟 1号室

### 第4条 (目的)

1. 当団体は、宮城県石巻市において、仮設住宅・復興公営住宅入居者の自立促進および心のケアを目的とし、次の事業を行ないます。
  - (1) 「石巻復興きずな新聞」の発行を通じた情報発信による住民の自立促進
  - (2) 「石巻復興きずな新聞」の配布を通じた訪問・傾聴・見守り活動
  - (3) 市民ボランティアの育成
  - (4) 県外ボランティアの受け入れ

## <第2章 会員>

### 第5条 (入会)

1. 入会を希望するものは、当団体指定の申込書に必要事項を記入の上、当団体に提出し、会費の支払いが完了した場合に入会（入会日）とします。

### 第6条 (入会の不承認)

1. 以下の行為が認められた場合、入会申込を承認しないことがあります。
  - (1) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
  - (2) 入会申込後 30 日を経過しても、会費の支払いがない場合
  - (3) 過去に当団体から賛助会員資格を取り消されたことがある場合
  - (4) その他、当団体が賛助会員契約を結ぶことを不適当と判断した場合

### 第7条 (会費)

1. 会費は、以下に定めるとおりとします。

個人会員（購読あり）	入会金なし	年会費	1口	5千円
個人会員（購読なし）	入会金なし	年会費	1口	3千円
団体会員	入会金なし	年会費	1口	1万円

### 第8条 (会費等の払戻し)

1. 賛助会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

### 第9条 (有効期間)

1. 本規約に基づく賛助会員期間は、入会日から1年間とします。

### 第10条 (変更の届け出)

1. 賛助会員は、その名称、住所、連絡先等、当団体への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
2. 賛助会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、当団体はその責任を一切負わないものとします。

### 第11条 (退会方法)

1. 賛助会員は、当団体への申し出していただき、退会することが

### 第12条 (会員資格の取消)

1. 当団体は、賛助会員が次の各号の1つに該当すると認められた場合、賛助会員たる資格を取り消すことができるものとします。
  - (1) 当団体の名誉を著しく傷つける行為、または賛助会員としての品格を損なう行為があったと、当団体が認めた場合
  - (2) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
  - (3) 本規約又は、その他当団体が定める規約に違反した場合
  - (4) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合
  - (5) その他、当団体が賛助会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

## <第3章 サービス>

### 第13条 (サービスの利用)

1. 賛助会員（個人購読あり・団体）は、毎月「石巻復興きずな新聞」と「お手紙（活動の近況報告）」を、年に1回「活動報告書」をお送りいたします。
2. 賛助会員（個人購読なし）は、年に1回「活動報告書」をお送りいたします。

## <第4章 個人情報>

### 第14条 (個人情報の取扱について)

1. 当団体は、皆さまからご提供いただいた個人情報を、皆さまへのご連絡・ご案内・報告書等のお届けのために利用させていただきます。
2. 当団体は、皆さまからご提供いただいた個人情報を、ご本人の同意がない限り、第三者に提供することはありません。

### 第15条 (著作権)

1. サービスによって提供される情報の著作権は当団体に属します。

### 第16条 (情報の二次使用)

1. サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

## <第5章 本会員規約の追加・変更>

### 第17条 (規約の追加・変更)

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとします。
2. 当団体は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することができます。当団体により変更された本規約は、当団体の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後賛助会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

## <第6章 免責および損害賠償>

### 第18条 (免責および損害賠償)

1. 賛助会員は、当団体の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当団体は一切責任を負わないものとします。
2. 万が一、当団体が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当団体は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
3. 賛助会員が退会・除名等により賛助会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該賛助会員に対して効力を有するものとします。

付則

本会員規約は、平成 29 年 4 月 1 日より実施します。